

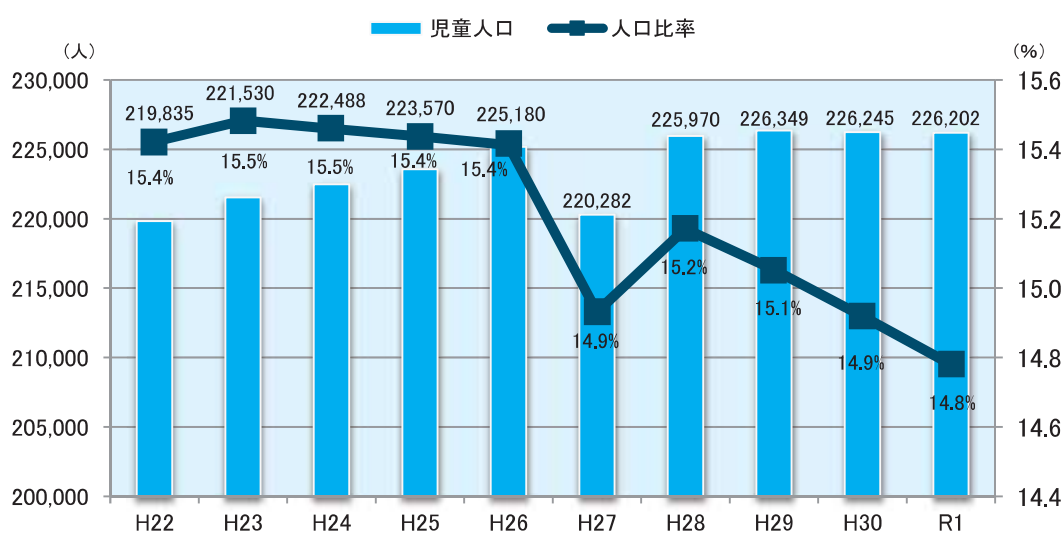
資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状

I 子どもの人口の推移

(1) 市内の児童人口

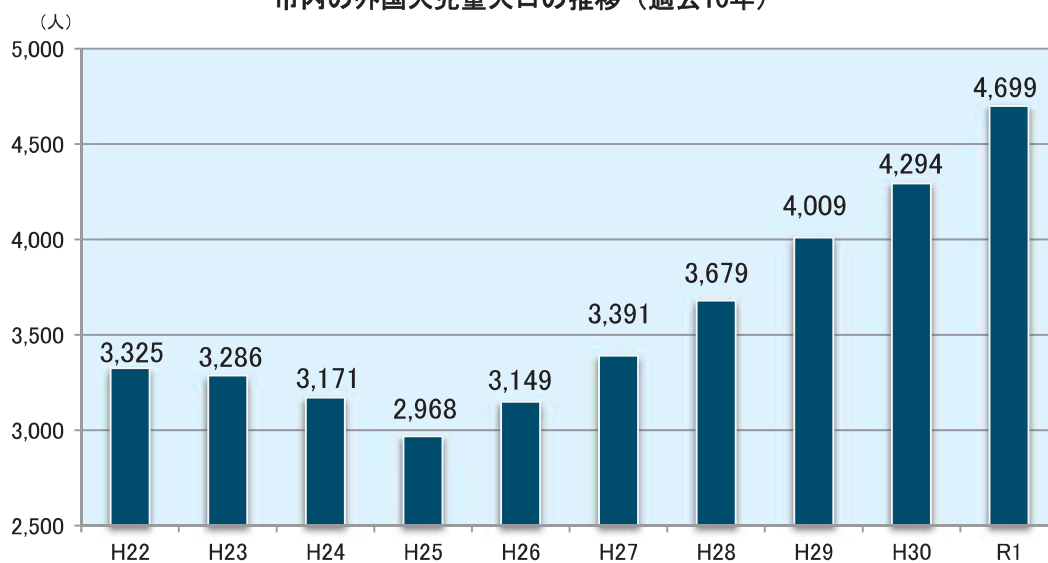
川崎市内の児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

(2) 市内の外国人児童人口

市内の外国人児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市管区分年齢別外国人登録人口（各年6月末現在の数値。児童人口は18歳未満）

Ⅱ 第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査から

実態・意識調査は、子どもの権利施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査です。第6回調査について、条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等に関して実施し、平成30（2018）年3月に報告書としてまとめました。

◇ この調査でわかったこと ◇

- ◆条例の認知度は、子ども・大人・職員いずれも、前回調査よりアップしました。
- ◆困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと答えた子どもは46.2%でした。利用したい相談・救済機関は、「児童相談所」24.3%、「24時間子供SOS電話相談」16.6%でした。
- ◆地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%でした。
- ◆地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ある」と答えた子どもは68.3%、「ない」と答えた子どもは26.9%でした。
- ◆子どもに対し、自分にとってもっとも大切だと思う権利は何かを聞いたところ、最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」の59.6%でした。 など

【調査概要】（アンケート調査）

○調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・大人（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設等） 500人

○調査期間 平成29(2017)年4月（郵送調査）

○回収結果 1,357票（回収率38.8%）

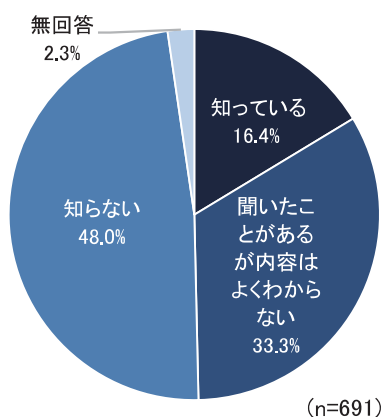
- ・子ども 691票（32.9%）
- ・大人 282票（31.3%）
- ・職員 384票（76.8%）

1 条例について

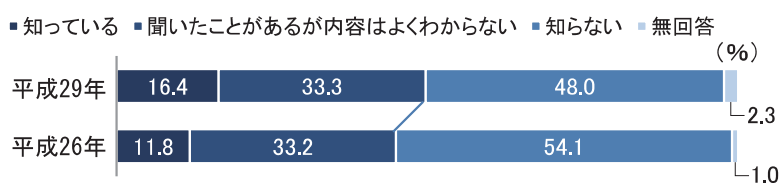
(1) 条例について、「知っている」「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども 49.7%(前回 45.0%)、大人 38.3%(前回 31.9%)、職員 97.6%(前回 95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

■ 条例を知っていますか。【全体】

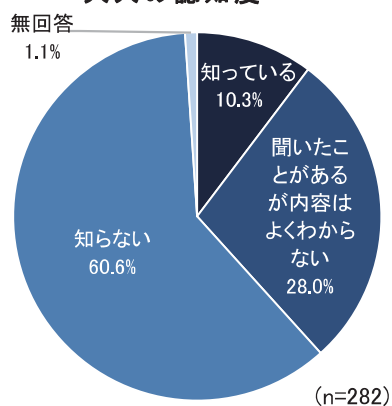
子どもの認知度



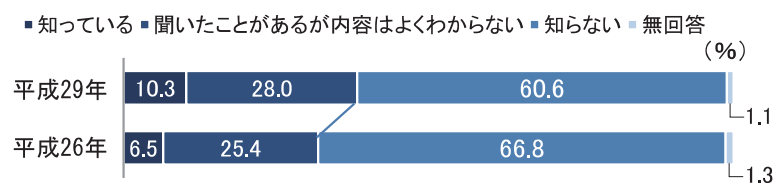
【前回調査との比較】



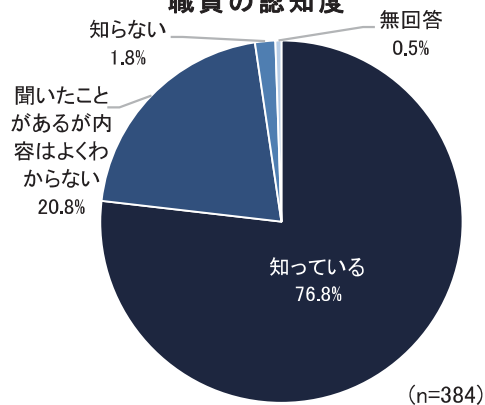
大人の認知度



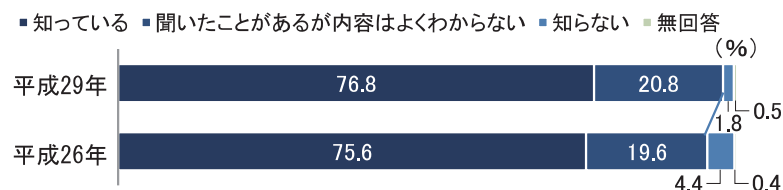
【前回調査との比較】



職員の認知度



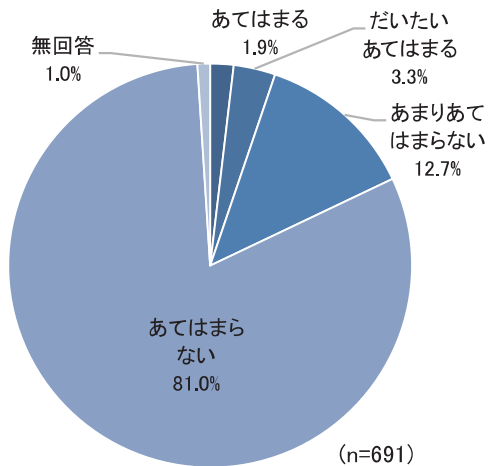
【前回調査との比較】



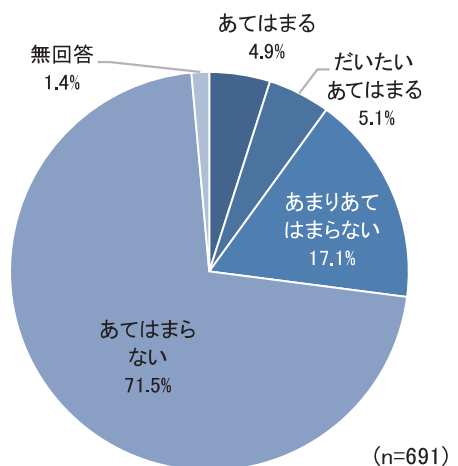
2 権利侵害の実態と相談・救済について

(1) 子どもに対し、身体的虐待、心理的虐待等の経験の有無をたずねた。

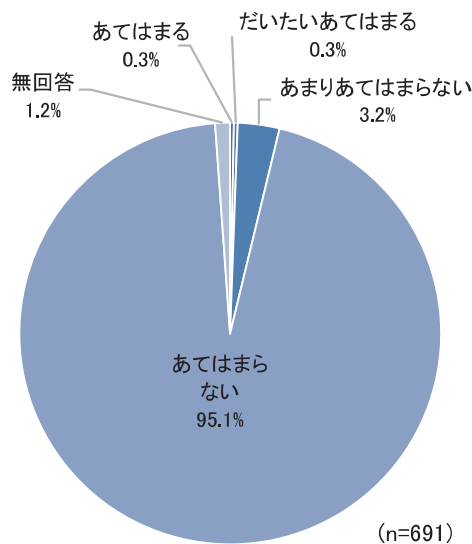
Q あなたは、大人からたたかれたり、なぐられたりしますか。【子ども】



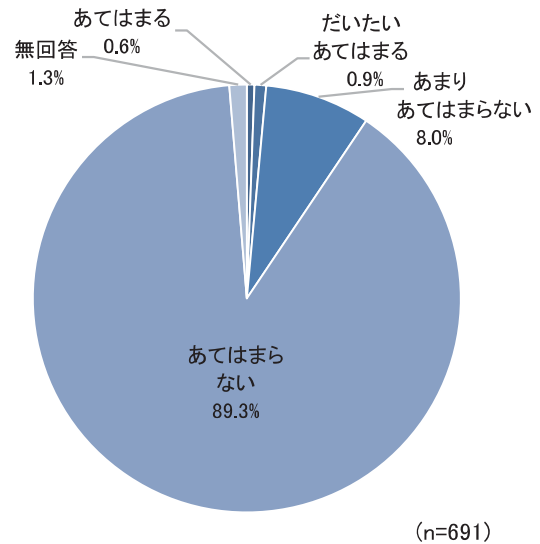
Q あなたは、大人から心を傷つけられる言葉を言われますか。【子ども】



Q あなたは、大人から性的にいやなことをされたり、させられたりしますか。【子ども】



Q あなたは、大人から世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。【子ども】



(2) 子どもに対し、疲れること、不安に思うことをたずねた。

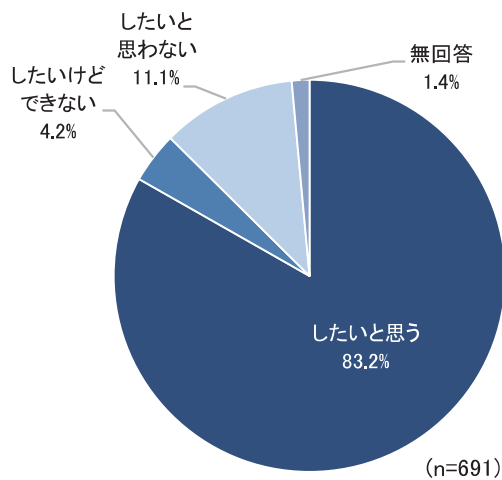
Q あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことはありますか。【子ども】

●学校の勉強・宿題	53.5%
●受験・進路	41.1%
●クラブ活動・部活動	26.6%
●塾の勉強・宿題	20.1%
●友だちや先輩との関係	19.5%
：	
●疲れること、不安なことはない	13.3%

(3) 子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、相談したいと思うかをたずねた。

【相談相手】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと思いますか。【子ども】

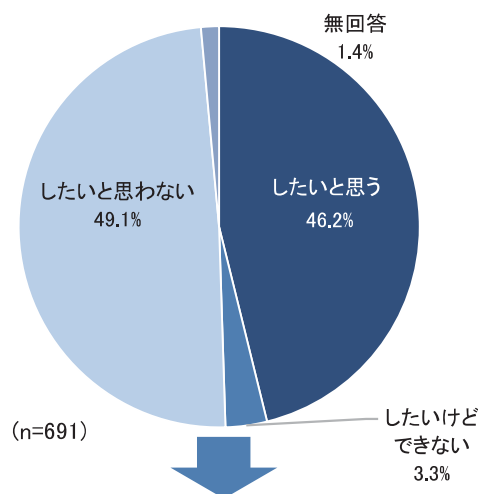


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、だれに相談したいと思いますか。【子ども】

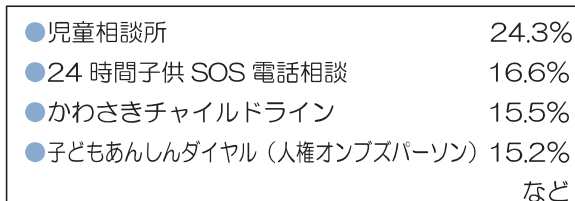


【相談機関】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。【子ども】

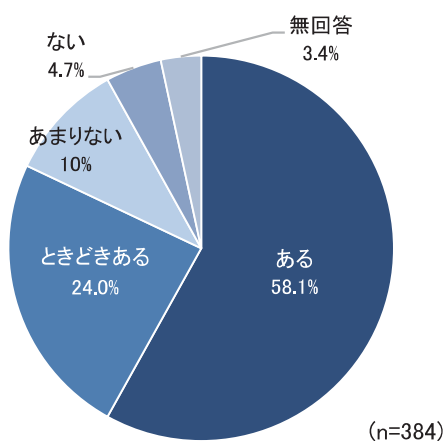


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談したいと思いますか。【子ども】

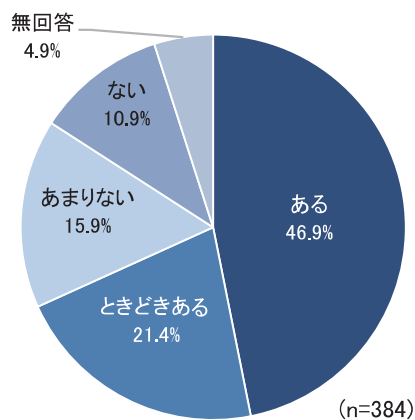


(4) 職員に対し、子どもを支援する際、関係機関や、地域の市民や活動団体と協働・連携して行うことがあるかをたずねた。

Q あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関（児童相談所、区役所など）と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



Q あなたの職場で子どもを支援する際、地域の市民や活動団体（ボランティア、民生委員、民間の支援団体など）と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



3 参加について

(1) 子どもに対し、地域の活動・イベント・ボランティア、話し合い等に参加したことがあるかをたずねた。

Q あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。【子ども】

●地域のお祭り（みこし、模擬店の手伝いなど）	30.7%
●子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント	26.2%
●ボランティア活動（町内会の清掃ボランティアなど）	14.9%
●地域のスポーツ活動・文化活動	8.0%
：	
●参加したことがない	37.8%

Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

●学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い	7.7%
●子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの話し合い	6.5%
●川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い	4.9%
●子ども会の話し合い	3.5%
：	
●したことがない	70.6%

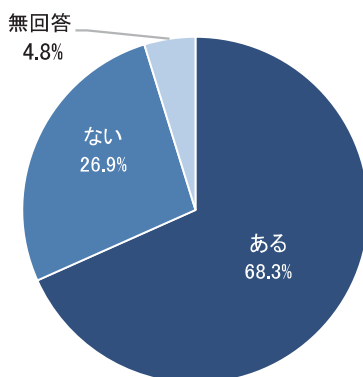
4 居場所について

(1) 子どもに対し、ホッとできる場所（居場所）についてたずねた。

Q あなたにとってホッとできる場所はどこですか。【子ども】

●リビング・居間	69.2%
●自分の部屋	68.9%
●お風呂	53.1%
●トイレ	35.0%
●教室	20.8%
：	
●特にない	1.4%

Q 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。【子ども】

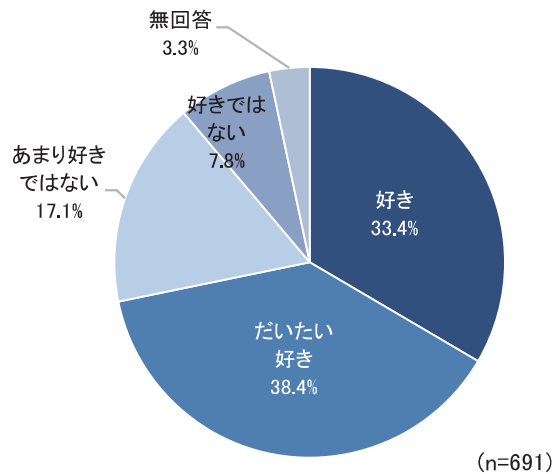


(n=691)

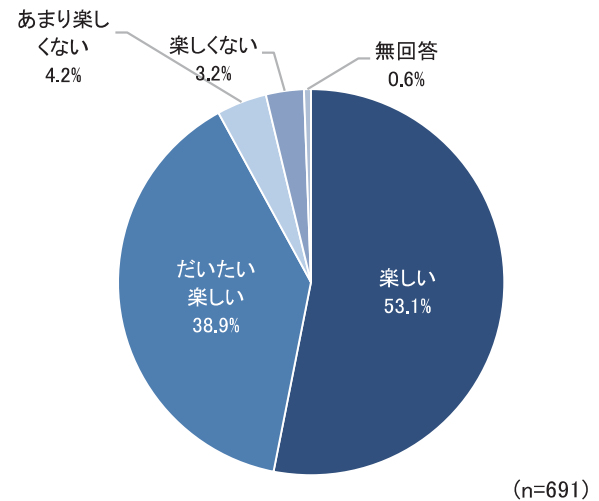
5 自己意識・権利意識について

(1) 子どもに対し、自分に対する評価や権利についての考えなどをたずねた。

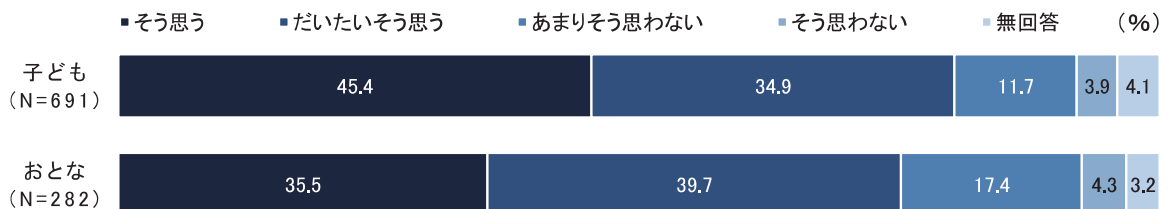
Q あなたは、自分が好きですか。【子ども】



Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】

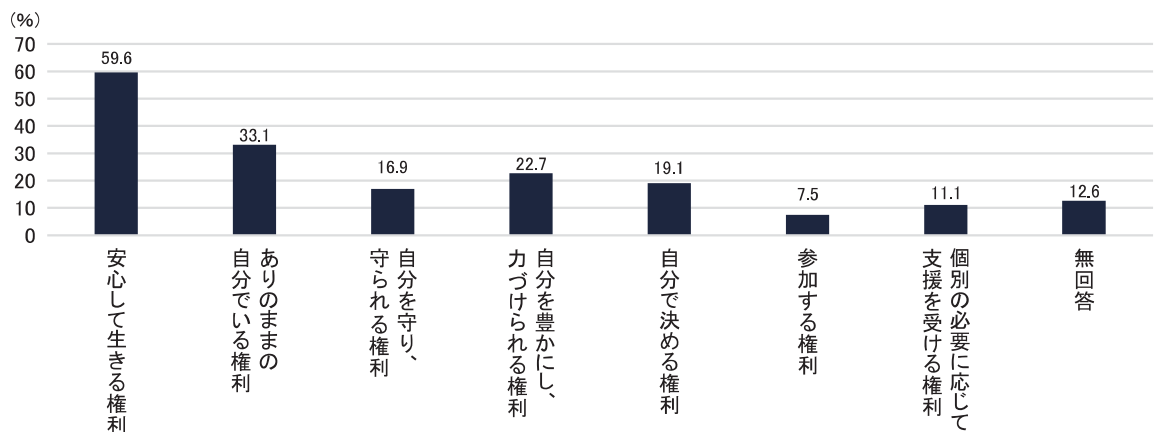


Q あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいの有るなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・大人】



Q 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。
(あてはまるもの2つに○)

【子ども】



自由記述

- Q** 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。【子ども】(原文のまま)
- 子ども自身が誰かに大切にされている、愛されていると感ずることができること。(17歳)
 - 大人の都合で何かを決めたりしないこと 子供だからといって下に見ずに、一人の人間として向き合うこと。(14歳)
 - 互いの違いを認め合い、お互いのことをそんちょうし合うこと。(13歳)
 - 大人も子供も互いに理解しあい、どちらかに頼りっぱなしにするのではなく、互いに支えあう関係になることが大切だと思う。(17歳)
 - 悩みをかかえる子供は多いと思うので、できる限り簡単に、身近な所に子供でも気軽に相談できる場をさらに増やしてほしい。(17歳)
 - 家庭以外に、自分が安心できる場所、自由に相談できる場所が子どもには必要だと思います。誰かに自分の意見を伝えて、共有することが社会参加のきっかけになると思います。(16歳)
 - 身近に、子どものことを理解してくれる大人がいると良いと思う。“〇〇はこうあるべきだ”という考えは、子どもの可能性や個性を閉ざしてしまうと思うし、子ども同士でもその考えが根付いていくのは良くないと思った。(15歳) など

川崎市子どもの権利委員会の分析

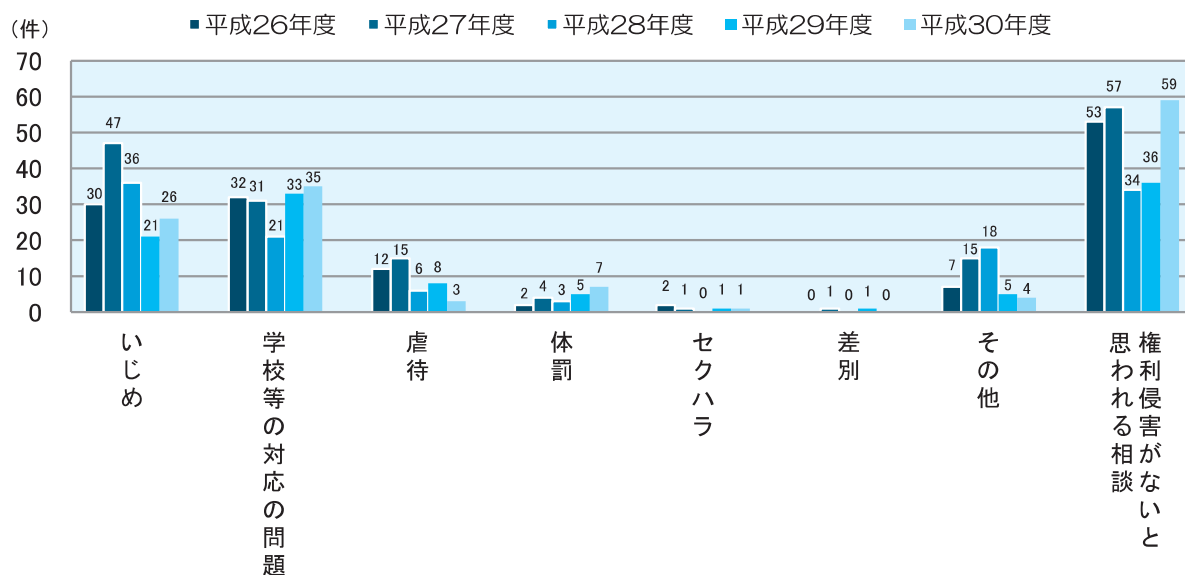
- 子ども・大人・職員の条例認知度がそれぞれ改善し、条例に依拠した「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」「かわさき子どもの権利の日」の認知度も上昇した。市は全児童生徒に学校を通じてリーフレットの配布を実施し、絵本の制作や映像の活用など条例の広報啓発活動の工夫をしてきたが、条例の認知度に関しては、これらの取組が一定の成果をあげたものとみられる。
- 困ったり悩んだりしたときに、だれかに相談を「したいけどできない」「したいと思わない」子どもが約1割～2割いる。相談機関については、どこかに「相談したいと思う」割合は5割を下回る。既存の相談機関・救済制度が利用者にとってより使いやすいものとなる必要があると思われる。
- 悩みがあっても自分から相談することができない子ども・大人・職員を支援していくためには、学校・家庭・職場の人、そして地域の人誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていく必要があるが、そのために、身近な地域に、学校・家庭・職場の人に限らず、より多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場があることが重要である。
- 市には、町内会・自治会や、子ども会の他、条例に依拠した川崎市子ども会議など、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多くある。しかし調査結果では、これらの場に関わっている人は一部であった。学校を含む地域において、多くの人交流し、互いを支え合える地域をめざすことは重要と思われる。

Ⅲ 人権オンブズパーソン報告書から

(1) 相談の内容の推移

過去5年間における人権オンブズパーソンにおける相談では、権利侵害がないと思われる相談を除くと、いじめに関する相談と学校等の対応の問題に関する相談が多いという状況です。

子どもの相談の内容

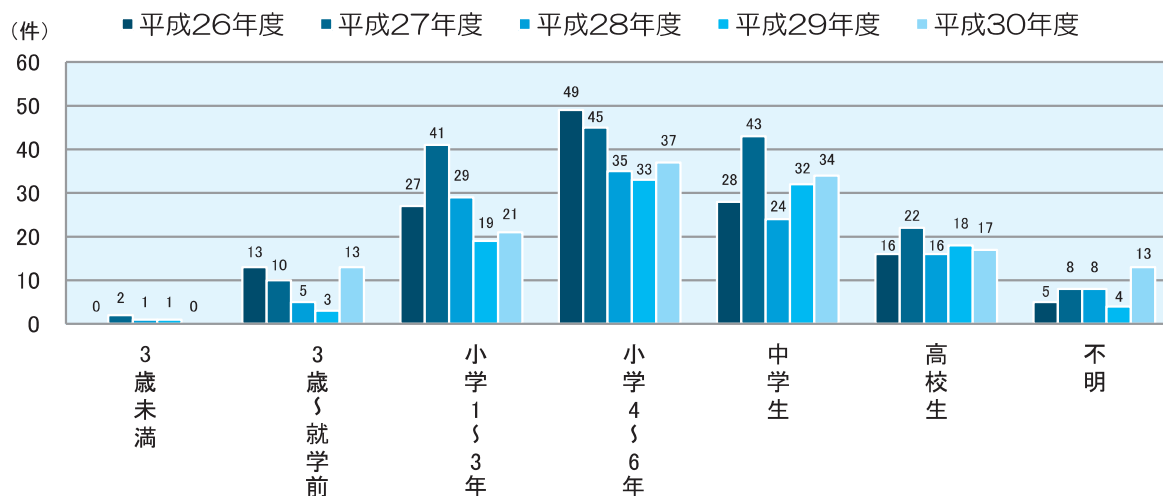


※相談の内容の分類は、受付時の訴えの内容に基づいています。

(2) 相談の年代の推移

相談の対象となった子どもを年代別で見ると、小学生から中学生の相談が多くありました。

子どもの相談の年代



（３）救済の申立て受付状況

人権オンブズパーソンでは、権利を侵害されたと思われる者や、関係機関等に調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。平成30（2018）年度に受付した救済の申立ては6件で、体罰に関するものが1件、学校等の対応の問題に関するものが5件でした。

平成30年度 救済の申立て受付状況

	種別	申立ての内容※	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	体罰	平成30年10月	平成31年3月	40
2	子ども	学校等の対応の問題	平成30年10月	平成31年3月	42
3	子ども	学校等の対応の問題	平成30年12月	継続	31
4	子ども	学校等の対応の問題	平成31年2月	継続	33
5	子ども	学校等の対応の問題	平成31年3月	継続	14
6	子ども	学校等の対応の問題	平成31年3月	継続	14

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成30年度報告書